

市民協働推進事業選考方法について

(公募型協働推進事業)

1 一次審査

一次審査は、市民協働推進課内で行うこととし、申請書等の評価を行います。

2 二次審査

二次審査は、申請団体のプレゼンテーションにより申請書等及び申請者からの説明により評価を行います。

プレゼンテーションは、発表及び質疑応答に分けて行います。各所要時間は申請数により都度決定しますが、最大で1団体あたり発表8分、質問6分の合計14分間で行います。

3 選考方法

(1) 選考は盛岡市長が依頼する4人の選考委員の合計点で行います。

(2) 選考委員が3人以上欠席した場合は、選考委員会を延期することとします。

(3) 選考委員会に出席した選考委員の人数に58点を乗じた点数を満点とします。また、出席した選考委員の人数に24点（審査事項「総合評価」を除く選考委員審査点の50%）を乗じた点数に満たない事業は、不採択とします。

(4) 審査事項「総合評価」を除く審査事項において、全ての選考委員が0点を付けた項目があった場合は不採択とします。

(5) 選考委員ごとに、評価得点による順位をつけ、1位-6点、2位-4点、3位-2点の順位得点を付けて集計します。なお、順位は協働事業・テーマ設定型事業のそれぞれで付けるものとします。

(6) 順位得点が高点の事業があった場合は、評価得点により優先順位を決定します。

(7) 順位得点、評価得点ともに同点の事業があった場合は、加重科目（審査票の項目1、2、3、8とする）の合計得点により優先順位を決めることとする。加重科目の合計得点においても同点の場合は、選考委員の協議により優先順位を決定します。

(8) 採択については、選考結果に基づき、募集事業ごとに上位の評価を受けた事業から順に、予算の範囲内で、補助対象及び補助額を決定します。なお、予算残額がある場合で、かつ次の順位の事業の補助申請額が予算残額を超える場合は、当該事業の応募者と協議のうえ事業の採否を決定するものとし、採択しない場合は、その次の順位の応募者に権利を移行します。以降、順位に従って応募者と協議をし、予算額に達するまで繰り返します。

(9) 採択の決定は、市長決裁後に各団体へ通知し、併せて市ホームページにおいて公表することとします。

(10) その他選考にあたり必要な事項は、選考委員会において協議のうえ定めることとします。